

「意見要旨等と計画案への反映状況」一覧表

資料 2 - 2

区分	意見要旨(又は基礎調査項目)	計画案への反映状況(H23.1月末時点での県の考え方)	見え消し版	本体
委員意見	タイトル「社会参加できる社会」は弱い。「障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ」などへ。	意見のとおり、タイトルを修正	1頁	79頁
委員意見	ICF(国際生活機能分類)等について触れなくてもよいか。	意見のとおり、該当箇所に記述を追加	3頁	81頁
委員意見	障害者権利条約について、日本がまだ批准していないこと、そのための法整備が必要であることについて記述を追加	意見のとおり、「関係する国内法の整備について検討中であるため、我が国は条約の批准には至っていません」と記述を追加	3頁	81頁
委員意見	WHOの障害の捉え方、特に医学モデルから社会モデルへの流れについて記述を追加	意見のとおり、当該記述を追加	3頁	81頁
委員意見	県の役割を明確にすべき	意見のとおり、「障害のある人が安心して暮らせる地域社会づくりにおける県の役割」と項目を追加	4頁	82頁
委員意見	「施策体系」「3 障害のある人の自立と地域生活の支援」「(1)地域生活を24時間支える体制の整備」の文中に、「訪問系サービスの充実」等の追加を。	意見のとおり、該当箇所に記述を追加	6頁	84頁
委員意見	社会モデルというキーワードを表せる記述を追加	意見のとおり、「差別や偏見の基づく社会環境の障壁など」と記述を追加。また、3頁においても、社会モデルについて説明	7頁、3頁	85頁、81頁
委員意見	聴覚障害者が、警察による家宅捜索を受けた際、手話通訳を求めたが断られた。改善の検討を。	意見のとおり、「県民のみならず、県内の行政機関などに対しても」と記述を追加	9頁	87頁
委員意見	発達障害等について、義務教育終了後の教育的支援について記述を追加	意見のとおり、「発達障害のある子どもについて、義務教育終了後においても適切な配慮をするなどの教育的支援が行われる必要があります」と記述を追加。	12頁	89頁
委員意見	盲学校、聾学校における教員の専門性の確保に関する記述を追加	意見のとおり、「特別支援教育における教員の専門性の向上」と項目を追加。	12頁、14頁	90頁、92頁
委員意見	教員に対する教育が必要。子どもに対して適切な指導ができる教員が少ない	意見のとおり、「特別支援教育における教員の専門性の向上」と項目を追加。	12頁、14頁	90頁、92頁
委員意見	「3 障害のある人の自立と地域生活の支援」「(1)地域生活を24時間支える支援体制」「情報・コミュニケーション支援」部分に点字についての記述を追加	意見のとおり、該当箇所に点字の記述を追加	18頁	96頁

区分	意見要旨(又は基礎調査項目)	計画案への反映状況(H23.1月末時点での県の考え方)	見え消し版	本体
委員意見	「3 障害のある人の自立と地域生活の支援」「(1)地域生活を24時間支える支援体制」「情報・コミュニケーション」部分に介助者による代筆・代読についての記述を追加	意見のとおり、該当箇所に介助者による代筆・代読の記述を追加。	18頁、23頁	96頁、101頁
委員意見	盲・聾が合併した方への支援について記述を追加	意見のとおり、「視覚と聴覚両方に障害のある人のための通訳・介助など」と記述を追加	18頁	96頁
委員意見	情報センター(聴覚障害者情報提供施設)の早急な整備が必要	意見のとおり、「聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点施設として重要な役割を担う聴覚障害者情報提供施設の設置が求められています」、「聴覚障害者情報提供施設の設置については、関係機関、関係団体との連携を図りながら、取り組めます」と記述を追加	18頁、21頁	96頁、99頁
委員意見	触法障害者への対応がこれから重要となる。課題の掘り下げ等記載が必要	意見のとおり、「福祉の支援が必要な触法障害者」と項目を追加(22頁に前回計画案から「矯正施設等からの障害のある退所者で帰住する所がない人に対しては、県地域生活定着支援センターが支援を行います」との記述あり)	20頁、(22頁)	98頁、(100頁)
委員意見	視覚障害者の代筆・代読などを含めた移動支援(同行支援)の保障を明記	意見のとおり、「障害者自立支援法の改正により個別給付化となった重度の視覚障害者の移動支援(同行援護)サービスが、必要な人に適切に利用されよう、事業者の新規参入を促します」と記述を追加	21頁	99頁
委員意見	コロニーが中心となって人材養成を行う等、医療的ケアについての取組の記載が必要。	意見のとおり、「医療的ケアが必要な重度の身体障害のある人への支援」の項目を追加	23頁	100～101頁
委員意見	精神障害について、京都などでの取組を参考に、具体的な取組を提起	意見のとおり、「保健・福祉に医療を加えた包括的支援をアウトリーチ(訪問支援)活動により提供する先進的な取組について、本県での普及を目指します」と記述を追加	27頁	105頁
委員意見	職業的な自立に向けての支援教育の必要性についての記述を追加	意見のとおり、「地域や産業界と連携した、自立と社会参加に向けた職業教育の充実が求められています。そこで小学部では社会参加や校外学習などを通して働くことに対する興味・関心を高め、中学部では就労の準備体験として地域の職場の見学や簡単な作業などの体験を行い、高等部では産業現場等における長期間の実習を行うなど、小学部から高等部まで」及び「高等部卒業生の就職率の向上を図ります。(現状:38.4%(平成22年(2010年)5月1日現在 県立特別支援学校平成22年(2010年)3月卒業生)」と記述を追加	31～32頁	110頁
委員意見	中途障害者についての記載も必要。	意見のとおり、「中途障害者となった人への支援」の項目を追加	32頁	110頁
委員意見	障害者権利条約の抜粋版を掲載してはどうか。	意見のとおり、巻末に権利条約の抜粋版を掲載	33～35頁	111～113頁

区分	意見要旨(又は基礎調査項目)	計画案への反映状況(H23.1月末時点での県の考え方)	見え消し版	本体
パブコメ	障害のある人が安心して地域社会で暮らせるためには、社会の理解が必要で、子どもの頃からの交流がそれを育むものとする。	意見の趣旨は記述済み	7頁、9頁	85頁、 86～87頁
パブコメ	身体障害のある人への記載が不足している。特に筋ジスやALSなど重度の身体障害者について。医療的ケアに関する取組を取り上げる必要がある。特に重度の身体障害者支援のための医療的ケアの研修や体制整備など。上記からコロニーの役割の再検討を。 県内では、重症心身障害児者への支援だけでなく、重度の身体障害児者全体に対する支援も不足している。よって、コロニーの機能として、筋ジスなどの神経筋疾患患者に対する支援を追加する必要がある。	意見を踏まえ、重度の身体障害のある人についての記述を追加。コロニー(医療部門)の役割も、意見の趣旨に沿い記述を追記	11頁、13頁、 17頁、23頁	89頁、91頁、 95頁、 100～101頁
パブコメ	情報・コミュニケーション支援の要望(ご本人は手話のできない難聴者。)。要約筆記奉仕員の養成、難聴児へのノートテイクなどの支援の要望。特に、病院での難聴者への対応には強い不満。	意見の趣旨は記述済み	18頁、23頁	96頁、101頁
パブコメ	入院して福祉医療(障害者医療費)のありがたみを痛感した。継続を望むとともに、入院給食費の助成も復活して欲しい。 また、特別障害者手当の県加算分の増額をして欲しい。	現在の逼迫した本県の財政状況では、特別障害者手当の県加算分の増額は難しい。また、食事代については、健康時においても、在宅時においても、個人が負担するものであり、これは医療費や介護費にも共通した国の考え方である。以上の理由から、本意見については計画に反映しない。		
パブコメ (団体意見)	筋ジストロフィー症などの難病患者においては、医療技術の発達により在宅で療養するケースが増えている。しかし、県内に筋ジストロフィー専門の病棟を持つ病院がなく、緊急時にも十分な対応がしてもらえないのが現状である。また、進行する難しい病気として、訪問看護や居宅介護制度の受入が悪い等、安心して入院・在宅医療を受けられる十分な医療体制であるとはいえない。 こうした状況を踏まえ、筋ジストロフィー症など難病患者が安心して療養できる医療体制・在宅支援の充実を望む。	意見を踏まえ、難病対策について、新ビジョン「在宅医療の推進」中に追記。 また、コロニーの再編により、医療支援部門において心身の障害に関する高度で専門的な医療と重症心身障害児(者)や筋ジストロフィーなどの神経筋疾患児(者)に対する支援を行うこととしている。(本計画案に追記) さらに、在宅支援については、介護等サービスを必要に応じて利用できるよう、サービス提供体制の充実を図っていく。	13頁	91頁

区分	意見要旨(又は基礎調査項目)	計画案への反映状況(H23.1月末時点での県の考え方)	見え消し版	本体
パブコメ (団体意見)	複数意見のため下記に分割			
	<p>「体験的な福祉学習や福祉教育の推進が上げられているが、小・中・高校へのエレベータ設置等のバリアフリー化による障害児の受け入れが、障害のある人の理解を促進するためのスタートである。</p>	<p>障害のある生徒が高等学校に入学した場合、段差解消のためのスロープや洋式トイレの設置など、障害の程度に応じた施設設備面での整備を行っている。 なお、小・中学校のバリアフリー化については、設置者である市町村において実施していく。</p>		
	<p>障害の発見もれ、対応もれを出さない系統的な施策とともに、障害受容期の親や家族への相談支援も重視する体制が必要であり、福祉圏域に複数の療育・訓練、相談支援のセンターの設置が求められる。</p>	<p>障害の早期発見の機会である乳幼児健診については、市町村が実施主体となるため、県においては、市町村の乳幼児健診や事後指導事業等が充実するよう支援に努めていく。 療育支援の取り組みについては、記述済み。 相談支援の体制整備の重視も、記述済みであるが、障害者自立支援法の改正により創設された市町村の基幹相談支援センターが十分に機能するよう支援をする旨の記述を加えた。 「(○ 相談支援従事者に～資質の向上を図ります。)の次に、○ 改正障害者自立支援法に規定された基幹相談支援センターの全市町村への設置を促進し、十分にその機能が発揮されるよう、広域的・専門的な支援を行います。」と記述を追加。</p>	10頁、11頁 13～14頁 22頁	88頁、89頁 90～91頁 100頁
	<p>障害児保育、児童デイサービス、入所施設、放課後支援について県として設置・運営補助を行うなど重視する必要がある。</p>	<p>児童デイサービスは、現行障害福祉計画に沿い、計画的に需要が満たされるよう整備を支援していく。 入所施設は、福祉施設入所者の地域生活への移行を積極的に支援する考えである。なお、既存の入所施設に対する運営費補助は従来より実施している。 保育所及び放課後児童クラブは、障害児受け入れ体制整備のための改修経費の助成等により引き続き支援していく。 以上より、今回、特段、本計画案に追記することはしない。</p>		
	<p>老朽化の激しいコロニー内の既存施設の建て替え・拡充、地域での重度施設・高齢障害者施設の建設を行う必要がある。</p>	<p>コロニーについては、本計画案に記述してあるとおり、再編計画の中で対応する予定。 地域でのご意見の施設については、どの施設種別を指しているか、現行の種別にはない施設であるのか不明であるが、その施設の性格・機能等を明確にした上で、その種の施設の必要性を市町村の実情やニーズと照らし合わせ、その必要性を含め今後の検討課題としていきたい。</p>	11頁、13頁、 23頁、26頁	89頁、91頁、 100～101頁 104～105頁
<p>障害児・障害者の専門的な医療を担うことができる医療機関を東三河地域に設ける必要がある。</p>	<p>コロニー再編により医療機関間の機能分担と連携の強化を図り、地域の医療の充実を進めていく。</p>	11頁、13頁	89頁、91頁	

区分	意見要旨(又は基礎調査項目)	計画案への反映状況(H23.1月末時点での県の考え方)	見え消し版	本体
	障害児教育を地域の学校や養護学校で受けることができるようにし、より身近に養護学校を設置する必要がある。	<p>障害のある全ての幼児児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズに対応した教育的支援を行うため、障害の理解や指導方法等についての教員研修、学校と地域の医療、福祉、労働等の関係機関とのネットワークを強化した特別支援教育体制づくりを推進する。また高等学校においては、これまで実施してきた教員研修や特別支援教育コーディネーターの連絡協議会の成果等を踏まえ、さらなる支援の実践を進めていく。</p> <p>養護学校の設置については、現在、知的障害養護学校の過大化解消が喫緊の課題であり、尾張西部地区に新たに養護学校を設置するよう準備を進めている。また、市立養護学校設置の取組に対しても積極的に支援を行っている。</p>	12頁、14頁	90頁、92頁
	福祉サービスの併用禁止や移動支援の通勤通学での利用禁止等の支給制限をなくし、地域間、障害者間の格差の是正が必要。	「福祉サービスの併用禁止」は趣旨が理解できないが、移動支援事業については、利用に支障が生じないよう市町村へ働きかけていく。		
	入院中の一人暮らしの障害者が、ホームヘルパーを利用できるよう制度の創設が求められる。	院中の看護については、当医療機関の看護職員のみによって行われるもの、というのが国の考え方である。従って、本意見は、計画案に反映しない。		
	ショートステイ、ケアホーム・グループホームの整備・維持に積極的に補助すること。	ご意見のとおり、積極的に補助を行っている。	21頁	98頁、99頁
	入所施設の待機者の解消	<p>本障害者計画案では、県障害福祉計画に沿い、福祉施設入所者の地域生活への移行を積極的に支援し、地域生活が可能な人には地域へ移行してもらい、入所施設の待機者の解消を図る考えである。</p> <p>しかしながら、市町村が地域の状況を把握した上で、真に必要と考える入所施設については、今後とも維持又は需要に応じた整備を行う旨、本計画案に追記する。</p> <p>なお、新たに整備を行う必要がある場合は、国とも協議を行いながら、必要量を次期(第三期)障害福祉計画へ盛り込む予定である。</p>	23～24頁	101～102頁
	障害者雇用の促進とともに、労働条件の改善を図る取組を行うこと。	雇用の促進の取組に関する意見の趣旨は、反映済み(労働条件の改善取組は産業労働部で検討中)	27～32頁	105～110頁

区分	意見要旨(又は基礎調査項目)	計画案への反映状況(H23.1月末時点での県の考え方)	見え消し版	本体
調査結果	最も優先すべき県の施策	図26を追加するとともに、「県内の障害のある人の多くが、県に対し『障害及び障害のある人に対する一般県民の理解の促進』を強く求めています(図26)」と記述を追加	7頁	85頁
調査結果	利用意向者の利用希望の障害福祉サービス種類	図31を追加するとともに、「短期入所(ショートステイ)サービスも高いニーズがあることから(図31)、身近な地域で利用できるよう充実が必要です」、「短期入所(ショートステイ)については、重症心身障害児・者が指定短期入所事業所を利用する際に事業者に助成を行うことにより、身近な地域でのサービス基盤の充実を目指します」と記述を追加。	15～16頁、 21頁	93～94頁、 99頁
調査結果	困った時の主な相談先	図32を追加するとともに、「相談先は親や家族等が多いことから、身近な地域で適切な相談支援が受けられる体制の構築が必要です」と記述を追加。	16～17頁	94～95頁
調査結果	差別を受けたと感じたことの有無	図36を追加するとともに、「障害のある人への差別や虐待防止のため、広く県民に対し、障害そのものや障害のある人に対する理解の促進や、虐待の防止に関する啓発を推進する必要があります」と記述を追加	19～20頁	97頁
調査結果	虐待を受けた経験の有無	図36を追加するとともに、「障害のある人への差別や虐待防止のため、広く県民に対し、障害そのものや障害のある人に対する理解の促進や、虐待の防止に関する啓発を推進する必要があります」と記述を追加	19～20頁	97頁
	その他、計画(案)の関係部分に調査結果のグラフを掲載			